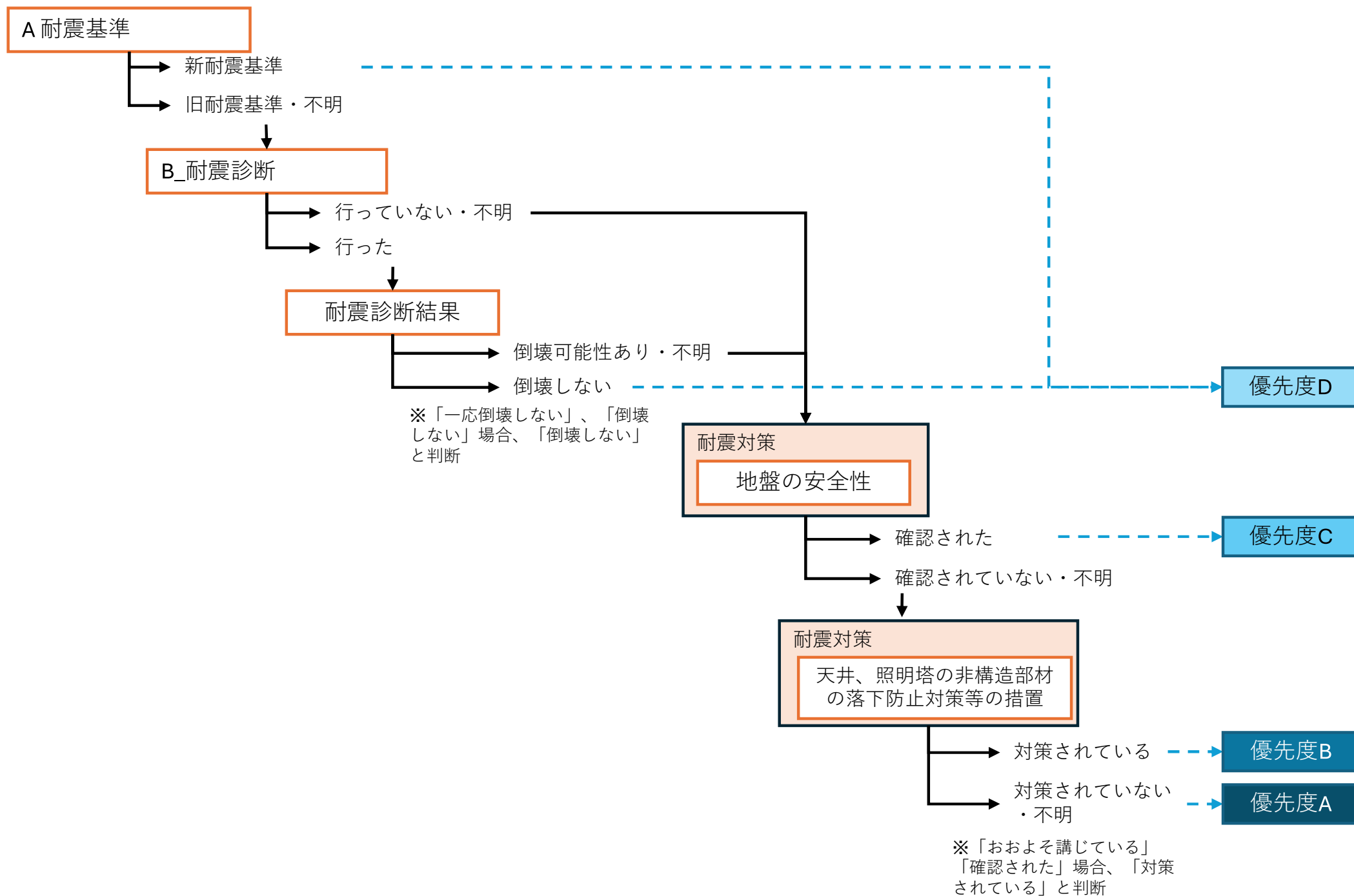


対策ごとの優先度の判定のための アルゴリズムについて(令和8年9月版)

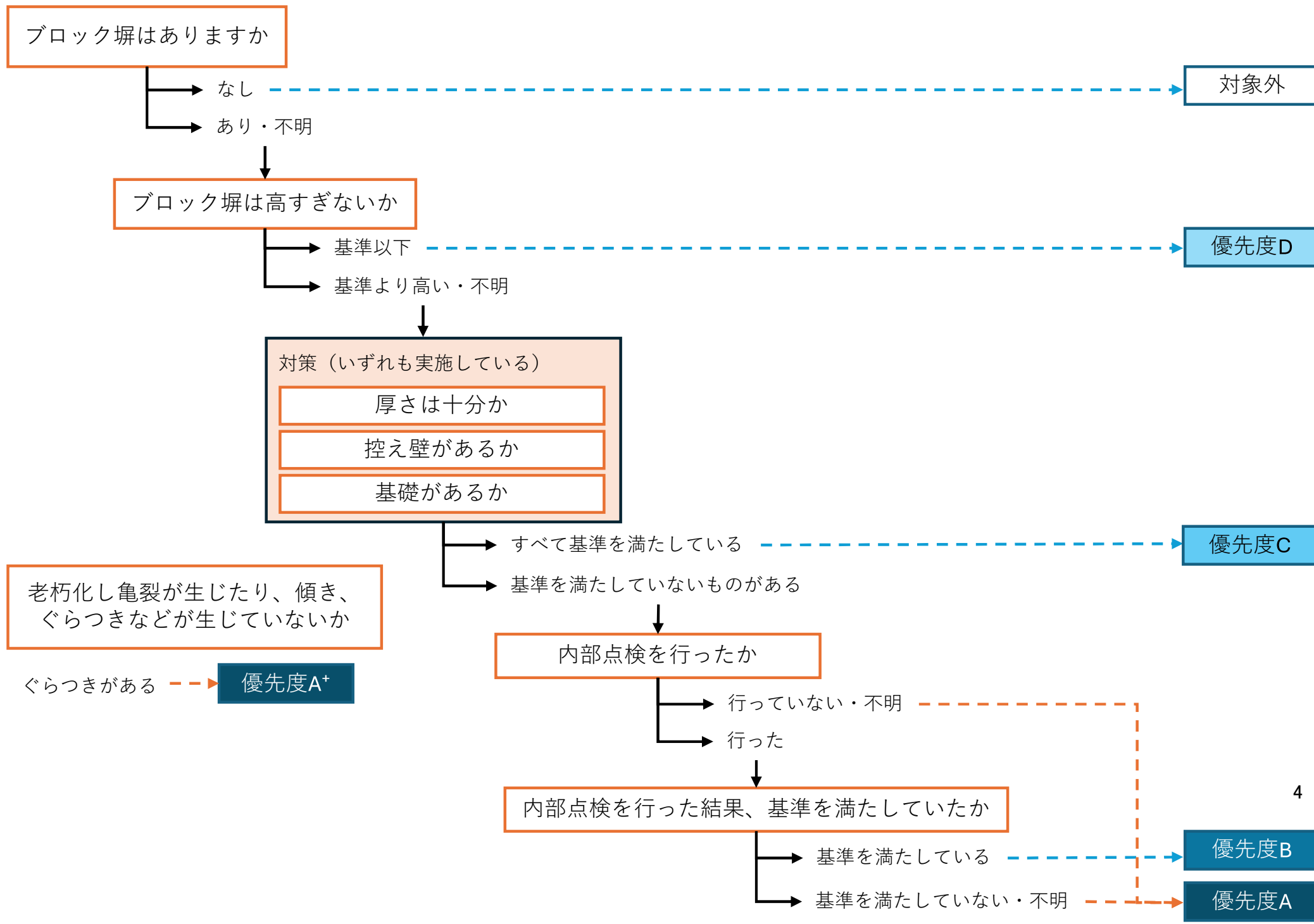
1. 耐震化対策 優先度アルゴリズム



1. 耐震化対策 各優先度の内容

優先度	解説
優先度A	以下全ての要件を満たすもの ・ 建築基準法に基づく旧耐震基準である。 ・ 耐震診断を行ってないか、行った結果、倒壊の可能性があるとは判断された。 ・ 天井、照明等の非構造部材の落下防止対策等の措置はとられておらず、地盤の安全性も確認されていない。
優先度B	以下全ての要件を満たすもの ・ 建築基準法に基づく旧耐震基準である。 ・ 耐震診断を行ってないか、行った結果、倒壊の可能性があるとは判断された。 ・ 天井、照明等の非構造部材の落下防止対策等の措置はとられているものの、地盤の安全性が確認されていない。
優先度C	以下全ての要件を満たすもの ・ 建築基準法に基づく旧耐震基準である。 ・ 耐震診断を行ってないか、行った結果、倒壊の可能性があるとは判断された。 ・ なお、地盤の安全性は確認されている。
優先度D	以下の要件のいずれかを満たすもの ・ 建築基準法に基づく旧耐震基準であり、耐震審査を行った結果、倒壊しないと判断された。 ・ 建築基準法に基づく新耐震基準である。

2. ブロック塀対策 優先度アルゴリズム



2. ブロック塀対策 各優先度の内容

優先度	解説
優先度A+	以下の要件を満たすもの 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じている。 ※「多く生じている（全体の5割以上）」、「少し生じている（全体の5割未満）」場合、「ぐらつきあり」と判断
優先度A	以下全ての要件を満たすもの - ブロック塀の高さが基準（2.2m）より高く非常に危険な状態。 - 加えて、厚さ、控え壁、基礎のいずれかまたはすべてにおいて基準を満たしていない。 - 内部点検を行っていないか、行った結果、基準を満たしていない状態である。
優先度B	以下全ての要件を満たすもの - ブロック塀の高さが基準（2.2m）より高く非常に危険な状態。 - 加えて、厚さ、控え壁、基礎のいずれかまたはすべてにおいて基準を満たしていない。 - 内部点検を行った結果、基準を満たしている状態ではあった。
優先度C	以下全ての要件を満たすもの - ブロック塀の高さが基準（2.2m）より高く非常に危険な状態。 - しかし、厚さ、控え壁、基礎に関する基準は満たしている。
優先度D	以下の要件を満たすもの ブロック塀の高さが基準（2.2m）以下である。
対象外	ブロック塀がないため対象外

3. 水害対策 優先度アルゴリズム

津波災害特別警戒区域、津波災害警戒区域に該当するか

あり・不明

なし

津波対象
区域

■いわゆる「レッドゾーン」「イエローゾーン」の位置づけ

根拠法	いわゆる「レッドゾーン」	いわゆる「イエローゾーン」
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
建築基準法	災害危険区域	—
特定都市河川法、 水防法（※）	最大浸水深3m以上	最大浸水深3m未満
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	—
災害対策基本法	—	地域防災計画で定める区域

（※）特定都市河川法では、浸水被害防止区域が「レッドゾーン」、都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域が「イエローゾーン」だが、本調査では調査票時に明確に区別していなかったため、最大浸水深が3m以上を「レッドゾーン」、3m未満をイエローゾーンとみなす。

いわゆる「レッドゾーン」・「イエローゾーン」に該当しない

優先度D

いわゆる「レッドゾーン」に該当する

優先度A

土砂災害警戒区域に該当する

土砂災害警戒区域以外のいわゆる「イエローゾーン」に該当する

★水害対策

①垂直避難等の使用・かご移動休止の管制運転装置



②止水板や土嚢等の用意

③開口部の防水扉の開閉が正常か

④排水ポンプ及び雨水貯留槽

①を行っていない
又は
①は行っているが②～④いずれの
対策も行っていない

優先度B

①及び「②～④のうちいずれかの
対策」を行っている

優先度C

3. 水害対策 各優先度の内容

優先度	解説
津波対象地域	以下の要件を満たすもの ・ 津波災害特別警戒区域又は津波災害警戒区域に該当する、又は該当の有無が不明である。
優先度A	以下全ての要件を満たすもの ・ 津波災害特別警戒区域及び津波災害警戒区域に該当しない。 ・ いわゆる「レッドゾーン」（土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、最大浸水深3m以上の区域、急傾斜地崩壊危険区域）に該当する。
優先度B	以下全ての要件を満たすもの ・ 津波災害特別警戒区域及び津波災害警戒区域に該当しない。 ・ いわゆる「レッドゾーン」に該当しない。 ・ 土砂災害警戒区域に該当する、又は、土砂災害警戒区域以外のいわゆる「イエローゾーン」に該当し、①垂直避難等の使用・かご移動休止の管制運転装置を行っていないか、①は行っているが②止水板や土嚢等の用意、③開口部の防水扉の開閉、④排水ポンプ及び雨水貯留槽のいずれの対策も行っていない。
優先度C	以下全ての要件を満たすもの ・ 津波災害特別警戒区域及び津波災害警戒区域に該当しない。 ・ いわゆる「レッドゾーン」及び土砂災害警戒区域に該当せず、土砂災害警戒区域以外のいわゆる「イエローゾーン」に該当する。 ・ ①垂直避難等の使用・かご移動休止の管制運転装置、及び②止水板や土嚢等の用意、③開口部の防水扉の開閉、④排水ポンプ及び雨水貯留槽のうちいずれかの対策を行っている。
優先度D	以下全ての要件を満たすもの ・ 津波災害特別警戒区域及び津波災害警戒区域に該当しない。 ・ いわゆる「レッドゾーン」・「イエローゾーン」のいずれにも該当しない。

4. 非常用自家発電 優先度アルゴリズム

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
(ライフライン等停止時の対策として非常用自家発電の設置が必要と考えられる施設)

左記以外の施設

発災後3日間以上の事業継続可能な非常用
自家発電設備の有無

非常用自家発電設備の代替の用意

なし・不明

優先度A

なし・不明

あり

あり

非常用自家発電設備から供給される電力が室内の
コンセント等に対応

していない・不明

優先度B

している

■非常用自家発電が活用できる状態の確認

非常用自家発電設備の設置場所
浸水被害や土砂被害の生じない場所に設置

非常用自家発電設備の耐震性の確保

燃料優先的供給契約・協定の有無

災害時に稼働させるべき設備の優先順位をつけて
いる

いずれかが適切ではない

優先度C

いずれも適切に対応

優先度D

※以下のいずれかに該当する場合に「いずれかが適切ではない」と判断

- ✓ 非常用自家発電の設置場所の一部または全部の設備が、**浸水被害や土砂災害の被害が想定される場所**に設置されている（あるいは不明である）
- ✓ 非常用自家発電の設置場所の一部または全部の設備の耐震性が確保されていない（あるいは不明である）
- ✓ 燃料を優先的に供給を受けるための契約又は協定がない（あるいは不明である）
- ✓ 災害時に稼働させるべき設備の優先順位がつけられていない（あるいは不明である）

4. 非常用自家発電 各優先度の内容

【ライフライン等停止時の対策として非常用自家発電の設置が必要と考えられる施設】
(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム)

優先度	解説
優先度A	- 以下全ての要件を満たすもの - 発災後3日間以上の事業継続可能な非常用自家発電設備が設置されていない。
優先度B	- 以下全ての要件を満たすもの - 発災後3日間以上の事業継続可能な非常用自家発電設備が設置されているが、非常用自家発電設備から供給される電力が室内のコンセント等に対応がなされていない。
優先度C	- 以下全ての要件を満たすもの - 発災後3日間以上の事業継続可能な非常用自家発電設備が設置されており、非常用自家発電設備から供給される電力が室内のコンセント等に対応がなされている。 - しかし、非常用自家発電設備の設置場所や、耐震性の確保、燃料供給、優先順位の決定※について、いずれかが十分ではない
優先度D	- 以下全ての要件を満たすもの - 発災後3日間以上の事業継続可能な非常用自家発電設備が設置されており、非常用自家発電設備から供給される電力が室内のコンセント等に対応がなされている。 - 非常用自家発電設備の設置場所や、耐震性の確保、燃料供給、優先順位の決定についても十分な対応がなされている。

【それ以外の施設】

優先度	解説
優先度A	- 以下全ての要件を満たすもの - 非常用自家発電設備の代替（ポータブル電源、EV車等）が用意されていない。
優先度D	- 以下全ての要件を満たすもの - 非常用自家発電設備の代替（ポータブル電源、EV車等）が用意されている。